食糧法改正の背景と概要

令　和　８　年　７　月

農林水産省

米の安定供給等実現関係閣僚会議（令和７年８月）における検証

今般の米価高騰の要因と対応の検証（生産量は足りていたのか）

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料（令和７年８月５日）

○ 人口減少等による**需要のマイナス・トレンドを前提に、これに均衡するよう需要量と生産量の見通しを作成。**

○ 高温障害等により**精米歩留まりが悪かった**ことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、**インバウンド需要や、家計購入量の増加**などにより、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、令和6/7年は増加。

○ この結果、**生産量は需要量に対し不足**し、**民間在庫を取り崩し**、**需要量に見合う供給量を確保**せざるを得なかった。

毎年秋、食糧部会に諮問して、翌年の主食用米等の**需給見通し（需要量の見通し、生産量の見通し等）を作成**

年間一人当たり消費量

平成8/9年以降からの需要実績の長期トレンドにて推計

人口

毎年減少

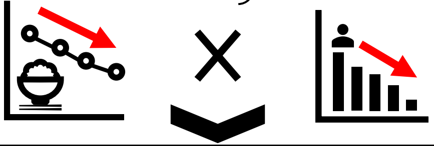

マイナス・トレンドの継続を前提とした需要量の見通し

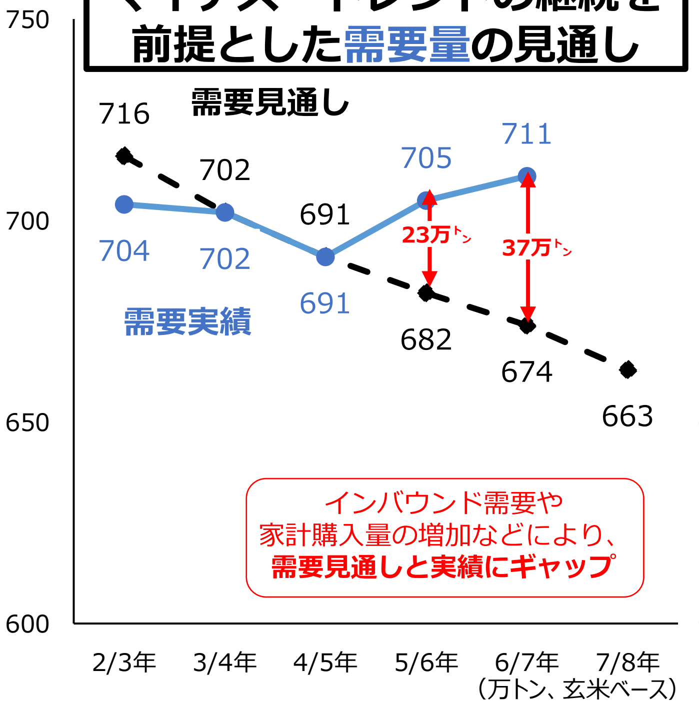

減少する需要量の見通しと均衡させた生産量の見通し

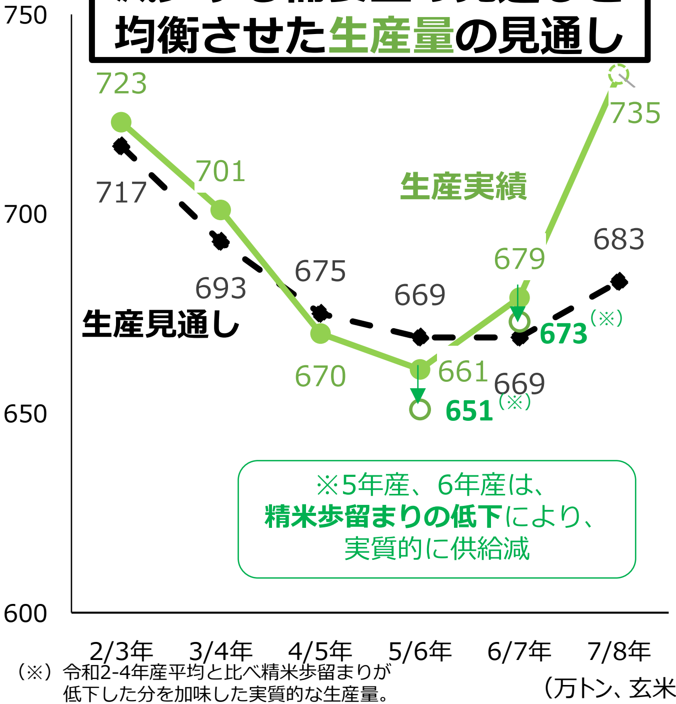

（※）令和2-4年産平均と比べ精米歩留まりが低下した分を加味した実質的な生産量。

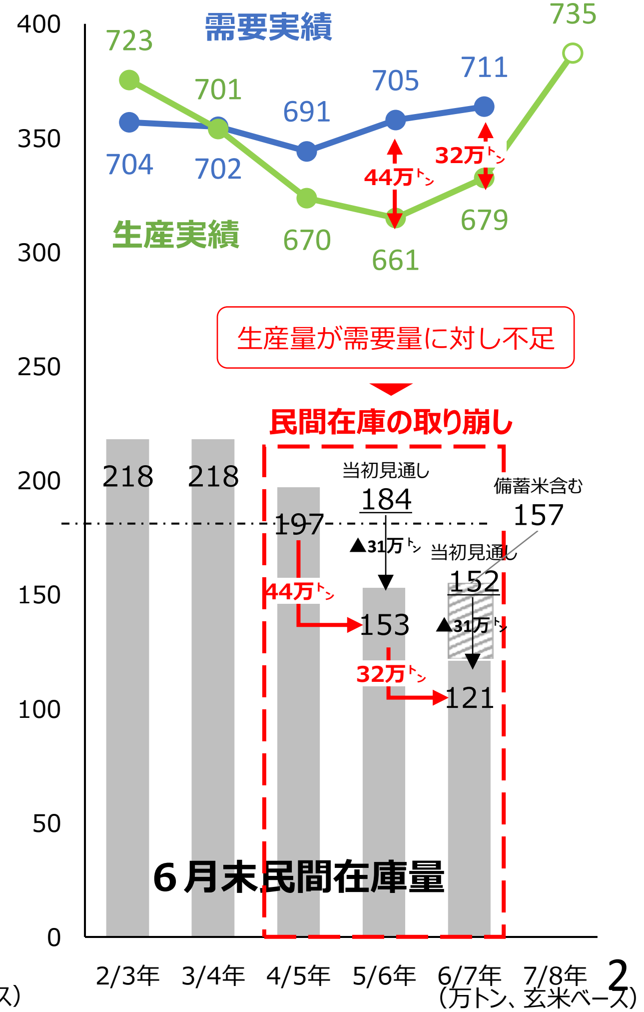

農林水産省の対応①（需要の見通しと生産量の見通し）

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

○　**需要（消費）見通し**は、過去の需要実績ベースの**マイナス・トレンド**に基づき、**1人・1年当たり消費量（玄米ベース）を推計**した上で、**総人口を乗じる**ことで**算出**してきたため、**減少傾向**であった。
また、**家計調査**や**インバウンド**による需要増等の**実態を踏まえた直近の消費動向を考慮してこなかった。**

○　**需要（消費）実績**は、玄米ベースの生産量と在庫量増減から算出していた。

需要（消費）見通しの算定方法

需要増等の直近の
消費動向を考慮せず

・平成 8/9 年：75kg
・平成18/19年：66kg
・平成28/29年：59kg
・令和 5/6 年：57kg

毎年減少

需要見通し
（玄米ベース）
＝
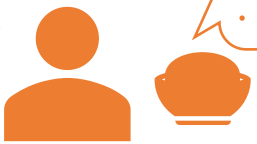
1人・1年当たり消費量
（過去（平成８/９年以降）の需要実績ベースの
マイナス・トレンドにて推計）
×
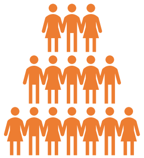
総人口
（推計）

需要（消費）実績の算定方法

需要実績
（玄米ベース）
＝

前年６月末の
在庫量
＋

生産量
－

当年６月末の
在庫量

需要実績と需要見通しの推移

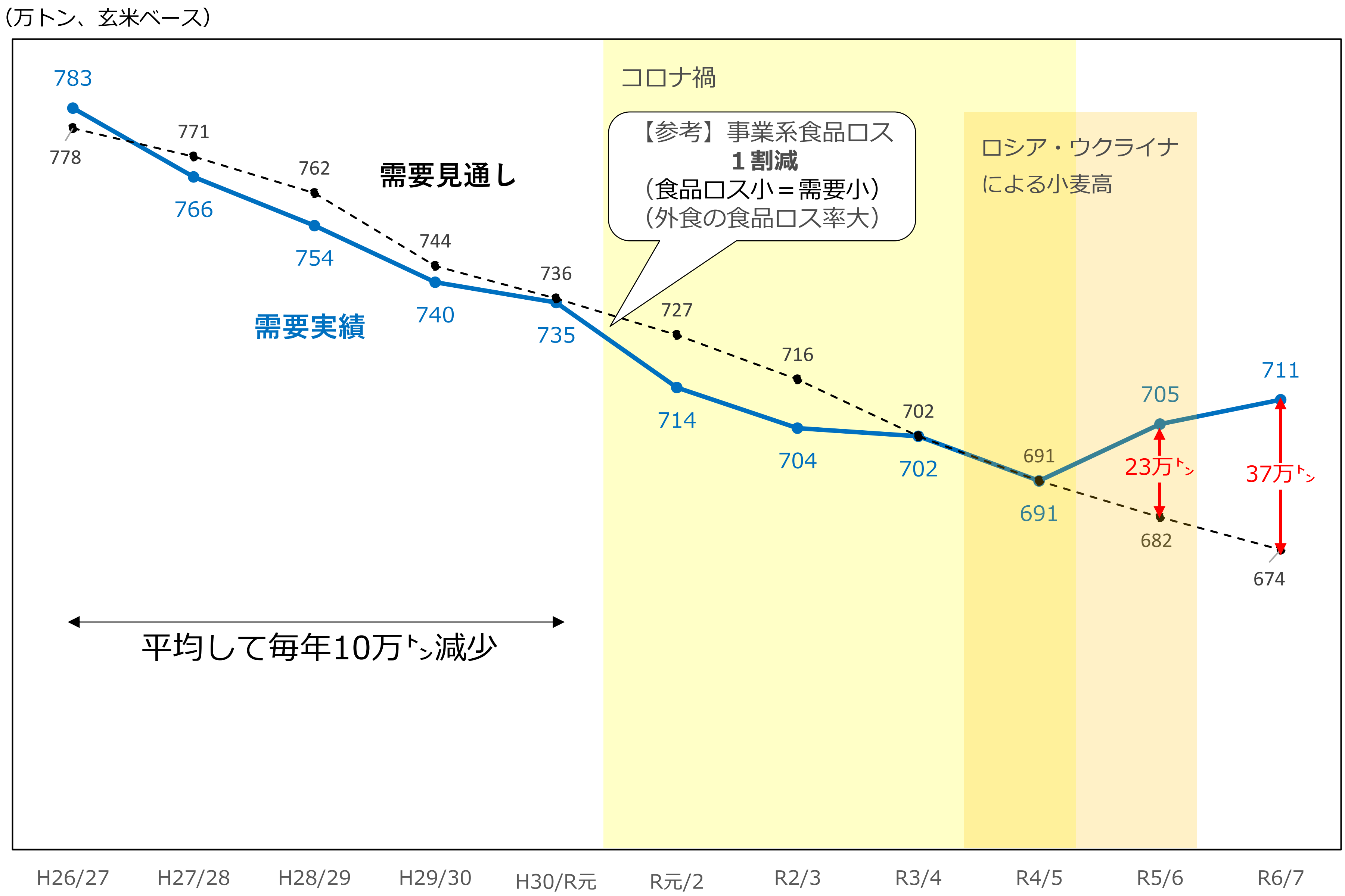

需要実績と需要見通しの乖離

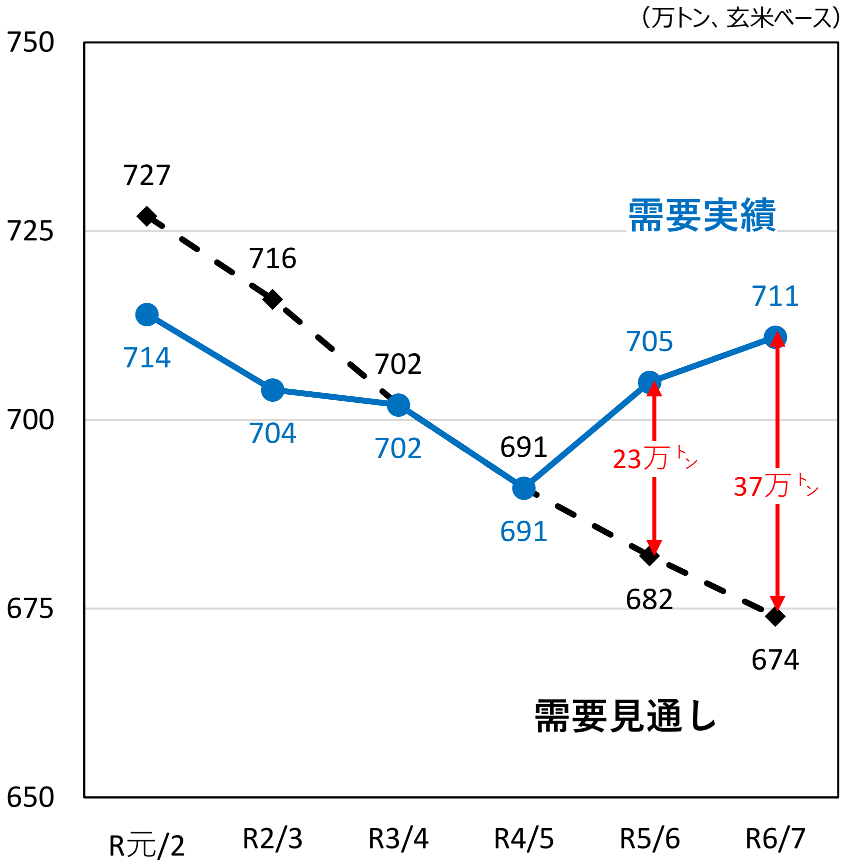

①精米歩留まりの悪化

令和４年産　90.0％　⇒　平常時の値

令和５年産　88.6％　⇒　**約10万㌧**

令和６年産　89.2％　⇒　**約６万㌧**

②インバウンド需要

R4/5年：2.1万㌧

R5/6年：**5.6万㌧**

R6/7年：**6.3万㌧**

③家計購入量の増加

二人以上世帯の購入量

R4/5年：56.6kg/世帯

R5/6年：57.2kg/世帯　⇒　対前年**約２万㌧増**

R6/7年：60.2kg/世帯　⇒　対前年**約11万㌧増**

需要実績が増加した要因を全て特定することは難しいが、
・米の相対的な**値ごろ感**（R5/6年）
・米不足に対する**不安・消費者心理**（R6/7年）
・**ふるさと納税**の返礼品用の販売数量の増加（R5/6年）
が影響したか。

精米歩留まりの悪化

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

○　精米歩留りについて、43事業者に対し、聞き取り調査を実施。
○　令和５年産の精米歩留りは、88.6%。令和２～４年産の平均と比較すると▲1.4%の減少。
○　令和６年産の精米歩留りは、89.2%。令和２～４年産の平均と比較すると▲0.8%と減少しているが、令和５年産と比較すると＋0.6%の増加。
○　精米供給量には、この歩留りの減少により、令和５年産では10万玄米トン程度、令和６年産では６万玄米トン程度影響していると考えられる。

【調査の概要】

（調査対象）
➢ 大手卸売業者（10社）、地方卸売業者（23社）、米穀店（10社）計43社の事業者

（調査内容）
➢ 令和7年6月末時点の令和2～6年産の精米歩留りを調査

【精米歩留りの推移（調査結果）】

	精米歩留り	大手卸売業者	地方卸売業者	米穀店
2年産	89.7%	89.8%	89.3%	89.7%
3年産	90.3%	90.5%	89.7%	90.0%
4年産	90.0%	90.2%	89.5%	89.6%
5年産	88.6%	88.8%	88.1%	88.6%
6年産	89.2%	89.4%	88.9%	88.8%

【令和5・6年産と過去の精米歩留りとの比較（調査結果）】

（単位：%）

過去の精米歩留り				昨年の精米歩留り		今年の精米歩留り		
２年産	３年産	４年産	２～４年産平均 ①	５年産 ②	過去平均との比較 ②−①	６年産 ③	過去平均との比較 ③−①	昨年との比較 ③−②
89.7	90.3	90.0	90.0	88.6	▲ 1.4	89.2	▲ 0.8	＋0.6

インバウンド需要の増加

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

○　コロナ禍で減少した訪日外客数が、近年は大きく増加。

訪日外客数の推移

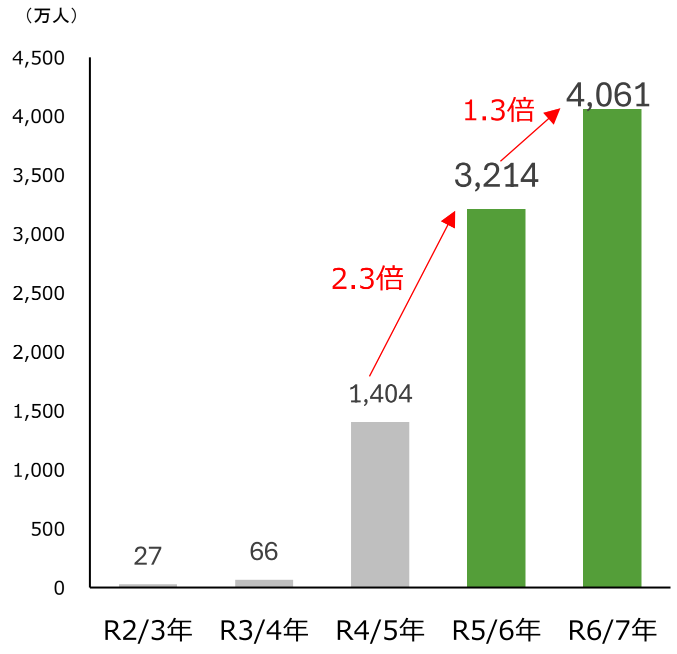

出典：日本政府観光局「訪日外客統計」

インバウンド需要の試算

	訪日外国人数	平均泊数（注２）	訪日外国人当たり米食回数	訪日外国人による米の需要量（玄米換算）
R4/5年	1,404万人	8.8泊（注３）	17.7回	**2.1万トン**
R5/6年	3,214万人	10.1泊	20.3回	**5.6万トン**
R6/7年	4,061万人（注１）	9.0泊	18.0回	**6.3万トン**

＋3.5万トン

＋0.7万トン

出典： 観光庁「インバウンド消費動向調査」（旧：訪日外国人消費動向調査）

注１：2025年5月と2025年6月は観光庁が公表している速報値。

注２：平均泊数は、暦年の数値で公表されているため、R4/5年はR4年、 R5/6年はR5年、R6/7年はR6年の数値を米穀年度にあてはめて試算している。

注３：令和４年の訪日外国人消費動向調査は長期滞在者に結果が偏っていることから、直近で代替となる令和元年のデータを使用

家計購入量の増加

○　総務省の「家計調査」の結果では、二人以上世帯を中心に米の購入量は増加したと推計。

米の家計購入量の増加（家計調査）

		二人以上世帯	（参考）単身世帯
R4/5年	１世帯当たり購入量	56.6kg	21.4kg
	世帯数	3,446万世帯	2,188万世帯
	家計購入量	215.4万㌧	51.7万㌧
R5/6年	１世帯当たり購入量	57.2kg	19.4kg
	世帯数	3,441万世帯	2,224万世帯
	家計購入量	217.4万㌧ （＋**2.0万**㌧）	47.7万㌧
R6/7年	１世帯当たり購入量	60.2kg	20.5kg
	世帯数	3,436万世帯	2,260万世帯
	家計購入量	228.1万㌧（＋**10.7万**㌧）	51.1万㌧

米の販売数量の増加（POSデータ）

	R4/5	R5/6	R6/７
販売数量（R4/5=100）	100	103	104

注１：世帯当たり購入量については、各年とも、7月から6月までの値。
R6/7年については、Ｒ7年5月が最新値であることから、Ｒ7年6月分について前年同月と同値と仮定して作成。
注２：POSデータによる販売数量は、R4/5年を100とした指数。
出典：総務省「家計調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」、農林水産省「スーパーでの販売数量・価格の推移」

購入量増加の背景（米の値ごろ感や米不足への不安）

○　家計購入量が増加した要因を特定することは難しいが、R5/6年には、米の相対的な値ごろ感、R6/7年には、米不足に対する不安や消費者心理などが影響したと考えられる。

米・パン・めんの消費者物価指数

（令和２年を100とした指数）

	令和３年（７月）	令和４年（７月）	令和５年（７月）	令和６年（６月）	令和７年（６月）
米類	**９７．５**	**９１．５**	**９５．０**	**１０６．７**	**２１３．５**
パン	９９．４	１１０．６	１２０．９	１２１．３	１２６．１
めん類	９９．０	１０９．５	１２１．６	１２０．３	１２１．０

出典：総務省「消費者物価指数（令和２年基準）」

米不足への不安等に関する有識者意見（令和7年7月30日食糧部会）

- ５年産の品質・収量が悪い中で、南海トラフ臨時情報があり、**６年産の米は果たして足りるのかという不安**が働いて皆集めに走った。
  【山波委員（農業者）】

- 株式などと同様、**不安感など、市場での価格は心理で動く**ことがある。
  【宮島委員（日テレ）】

- **台風や地震**が発生した際には**消費者はもう１袋買っておこうとなる**ので、そういったことにも対応できるようにしていくことが重要。
  【金戸委員（㈱武蔵野（中食事業者）】

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

令和５年産・６年産の生産量・需要量（推計値）等

○　**卸の精米とう精数量**から推計した**需要量（精米ベース）**でも、**令和４年産と比較して、令和５年産・６年産は増加**していた。これに加え、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、需要量（玄米ベース）は、令和４年産よりも令和５年産、６年産は増加していた。

○　結果、生産量は、需要量に対し不足※し、**民間在庫を取り崩し**、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。
（※令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））

とう精数量の推移 ／ 精米歩留りを踏まえた需要量推計 ／ 基本指針に基づく生産量・需要量

	① 投入量（玄米万トン）	② 精米歩留り	③=①×② とう精数量（精米万トン）	④=①/⑦ 比率（玄米）	⑤=①/0.492 推計需要量（玄米万トン）	⑥=⑤×② 推計需要量（精米万トン）	⑦ 需要実績（玄米万トン）	生産量（玄米万トン）	期末在庫量（玄米万トン）
令和４/５年（価格高騰前）	340	＜7-8月＞ 90.3 %（３年産） ＜9-6月＞ 90.0 %（４年産）	306.2	0.492	691	622	691	670	197
令和５/６年	353	＜7-8月＞ 90.0 %（４年産） ＜9-6月＞ 88.6 %（５年産）	313.5	-	717	635	705	661	153
令和６/７年	348（備蓄米除き:330）	＜7-8月＞ 88.6 %（５年産） ＜9-6月＞ 89.2 %（６年産）	309.7（備蓄米除き：293.6）	-	707	631	711	679	121（備蓄米除き）

推計

４年産と比べて増加している

令和５/６年：44万t不足（需要比約６%）（⑦需要実績705と生産量661の比較）、56万t不足（需要比約８%）（推計需要量717と生産量661の比較）

令和６/７年：32万t不足（需要比約５%）（⑦需要実績711と生産量679の比較）、28万t不足（需要比約４%）（推計需要量707と生産量679の比較）

在庫取崩し　－44（197→153）、－32（153→121）

※調査対象：年間取扱量500トン以上の卸売事業者630社。うち468社から回答

※価格高騰前のR4年産のとう精数量（需要に直結）と需要量の比率から、R5･6年産の需要量を推計

米の流通実態

○　生産者の出荷量のうちＪＡ系統などの集荷業者への出荷数量は大きく減少（前年比▲34万トン）する一方で、**生産者の直接販売や集荷業者以外の業者**との取引等は**大きく増加**（前年比＋49万トン）した。

○　**民間在庫**は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できる**バッファーになり得ない**が、**民間在庫の減少**に伴い、流通段階では、次年度の端境期に**米が不足するとの不安**から競争が発生した。
　卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、**比較的高い価格の米を調達**。

流通ルート多様化の状況（令和７年６月末時点）

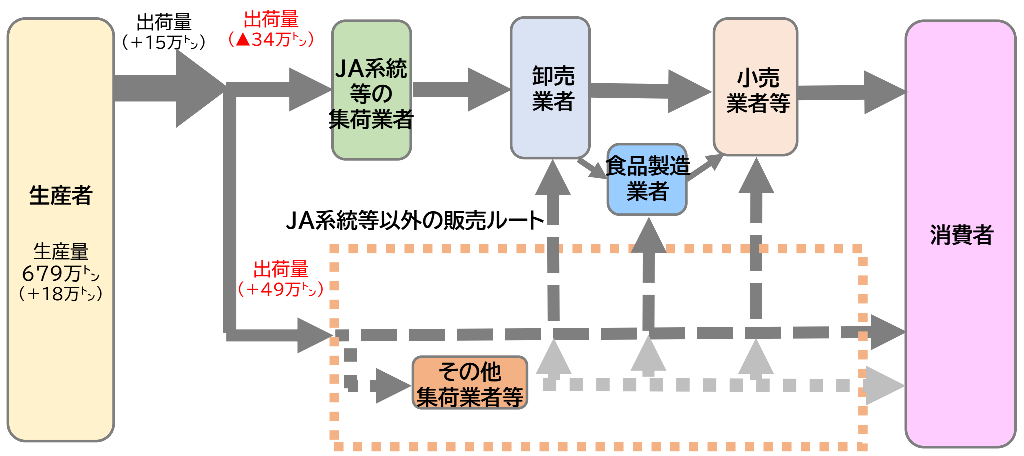

※(　)内は前年差

スポット価格（令和６年産）の状況

※赤字：前月より高価格

（円/60kg、税込）

産地銘柄	令６ ９月	10月	12月	令７ ２月	４月	６月
北海道ゆめぴりか	29,443	**29,700**				
北海道ななつぼし		29,201				
青森まっしぐら		28,535	**38,124**	**52,470**	51,045	
岩手ひとめぼれ		29,161		**52,403**		
宮城ひとめぼれ	28,524	**29,177**	**34,942**	**52,028**		34,224
秋田あきたこまち	29,155	**29,741**		**52,375**	52,199	35,690
関東コシヒカリ	28,572	**29,198**	**34,016**	**51,998**	51,407	35,856
関東あきたこまち	28,368				50,207	
関東銘柄米	27,753	**28,197**	**37,438**	**50,522**		43,823
新潟コシヒカリ（一般）	30,304	**33,179**				

資料：株式会社クリスタルライスHPの公表情報を基に農林水産省作成。
※1　上記価格は、成約価格を関東到着基準、1等、包装代込、税抜き、円/60kgに整え加重平均した価格（クリスタルライスHP公表値）を農林水産省において税込みに換算したもの。
※2 「関東銘柄米」には、あさひの夢、とちぎの星、彩のきずな、ふさおとめ、ふさこがね等を採用。

農林水産省の対応②（マーケットへの情報発信や対話）

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

○ **販売数量**や**在庫率**（需要量と在庫量の比率）から、**「新米が流通すれば価格は落ち着いてくる」と発信**したが、**結果的にそうならなかった。**

○ **生産量（玄米ベース）は足りているとの認識**の中で、米の流通構造の変化を踏まえた**流通実態の把握に消極的**であり、**マーケットへの情報発信や対話も不十分**だったため、卸売業者等の不安感を払拭できなかった。

当時の考え方

○ 令和６年６月の民間在庫量は、前年より更に大幅に減少していたが、過去の在庫率（需要量と在庫量の比率）からは問題ない水準と見ていた。
○ 令和５年産のとう精数量が十分な数量である中で、販売数量は落ち着いており、需給は緩和していくものと受け止めていた。
○ 全農等の大口集荷業者を通じた取引量等を把握すれば、全体の流通実態を把握できるとの従前の考え方を踏襲したため、流通構造の変化に対して情報収集の仕組みをアップデートしなかった。
○ マーケットとの対話を通じて認識を正すこともあまりなされなかった。

令和６年９月17日　農林水産大臣記者会見より抜粋

（記者より、米価が落ち着くにはどれくらいの時間がかかるのかを問われ）
○ 米の取引価格は、需給バランスなど民間の取引環境の中で決まっていくものであり、農水省としてコメントすることは差し控えます。
○ 今後、新米が順次供給され、円滑な米の流通が進めば、需給バランスの中で、一定の価格水準に落ち着いてくるものと考えています。
○ 農水省としては、スーパー等に米が安定的に届くよう、米の流通に対して、引き続き、米の出荷、在庫等の状況を把握し、関係団体への働きかけやホームページなどを通じて丁寧な情報発信を行ってまいります。

農林水産省の対応③（備蓄米放出の手法･タイミング（備蓄米の放出結果

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

○　**生産量（玄米ベース）は足りているとの認識**の中で、**不作時に備蓄米を放出**するというルールの下、**放出時期が遅れ、更なる価格高騰**を招いた。

○　最終的に**令和７年３月に至り放出**したものの、小売り、中食・外食事業者への**流通に時間を要した。**

スーパーでの販売価格の推移

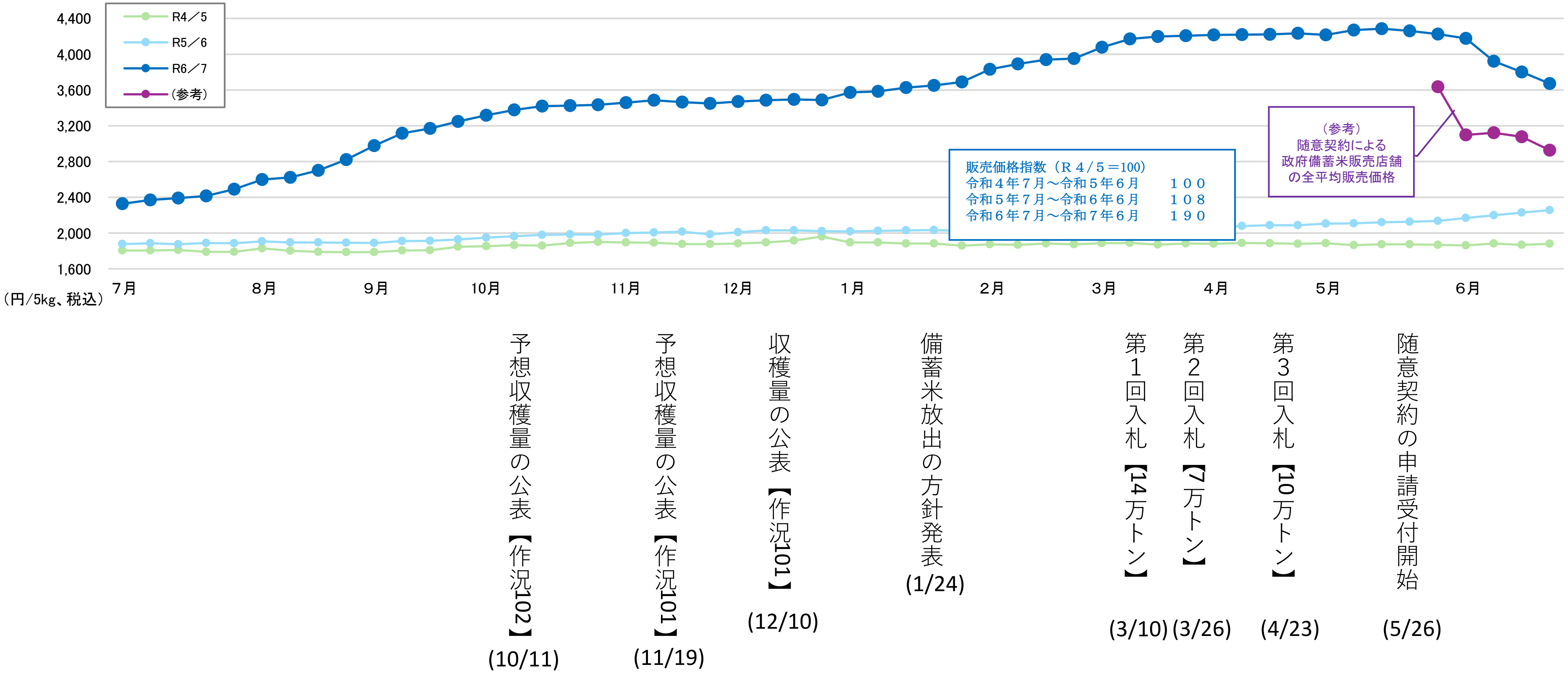

（参考）米の小売価格の推移

○　米の価格については、年明け以降段階的に上昇していたが、**入札による備蓄米が広がり始めた５月2、３週目をピークとし、随意契約による備蓄米が流通し始めた６月以降、平均価格が下落**した。

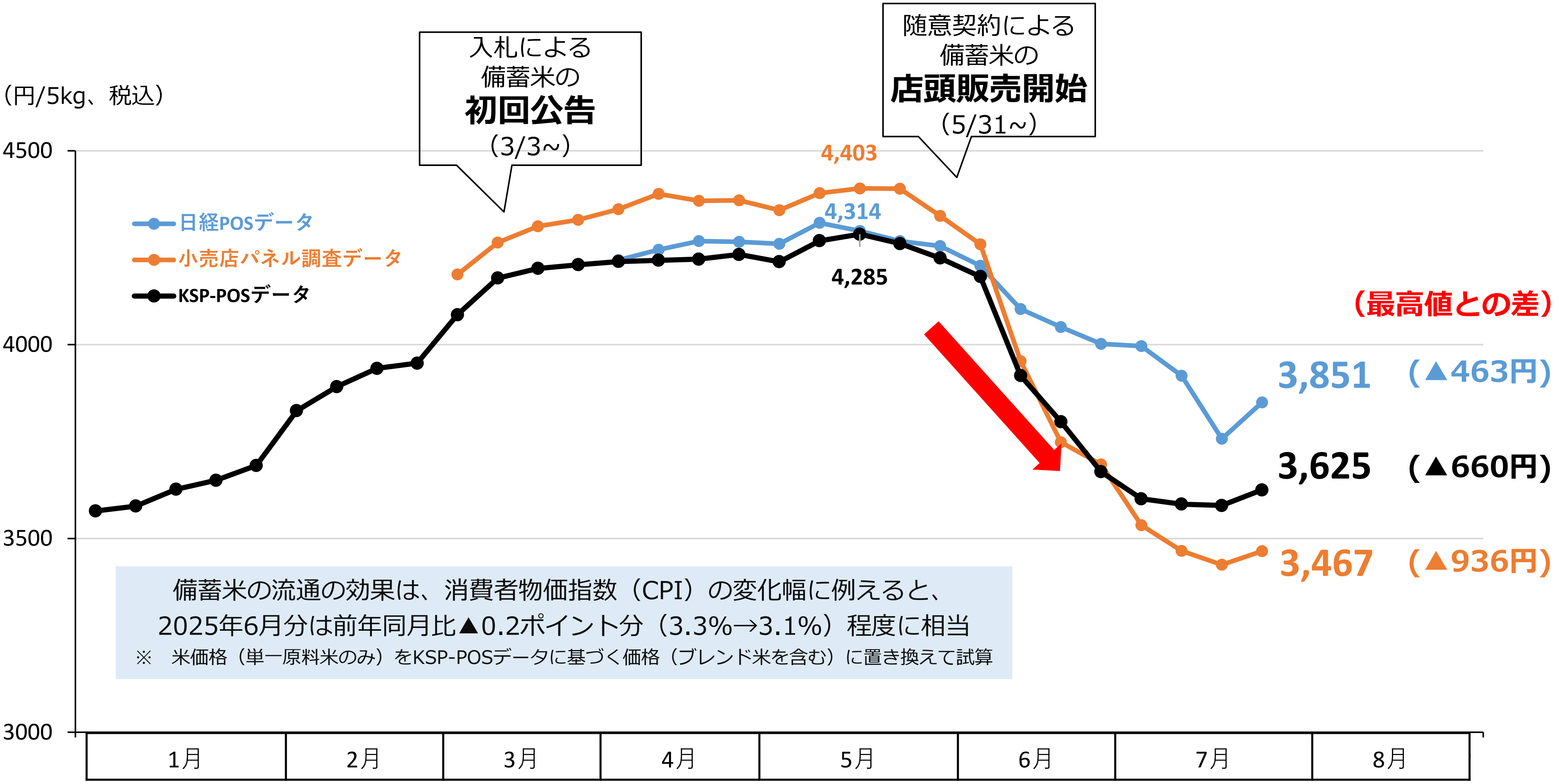

資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ（全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータ）、日経POSデータ（全国1,200店舗のスーパーが対象）を用いた、(株)ナウキャストの集計・分析、全国約6,000店舗の小売店（スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等）から入手したPOSデータを用いた、(株)インテージリサーチの集計・分析に基づき農林水産省が作成。

今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

米の安定供給等実現関係閣僚会議資料
（令和７年８月５日）

《検証》

（１）**農林水産省**は、人口減少等による**需要のマイナス・トレンドの継続**を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和４年秋・令和５年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。

他方、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は増加。また、精米とう精数量から推計した需要量（精米ベース）でも、令和４年産と比較して、令和５・６年産は増加。

その要因は、高温障害等により精米歩留まりが悪かったことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、インバウンド需要や、家計購入量の増加など一人当たり消費量の増加によるものと考えられる。

この結果、生産量は需要量に対し不足（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。

（２）民間在庫は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できるバッファーになり得ない状況。
民間在庫の減少に伴い、流通段階では、次年度の端境期に米が不足するとの不安から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、比較的高い価格の米を調達。

（３）これらが米価高騰の要因となる中、農林水産省は、**生産量(玄米ベース)は足りているとの認識**の中で、
①**流通実態の把握に消極的**であり、**マーケットへの情報発信や対話も不十分**。
②**政府備蓄米**についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、**放出時期が遅延。**
こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、更なる価格高騰を招致。

《今後の方向性》

①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、**官民合わせた備蓄の活用**や、耕作放棄地も活用しつつ、増産に舵を切る政策への移行
②**農地の集積・集約、大区画化**や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた**生産性の向上**
③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての**輸出の抜本的拡大**
④**精米ベース**の供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、**余裕を持った需給見通しの作成**と消費拡大
⑤**流通構造**の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の納得感の醸成
⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた水田政策の見直し（令和９年度）　等

米の安定供給に係る短期的な対応策

米の安定供給等実現関係閣僚会議
（令和７年11月28日）了承

※赤線部分は、食糧法の改正により措置することを検討している事項。

○　**流通構造の透明性確保のための実態把握の強化等**

①　在庫量、出荷・販売取扱量等の流通情報の把握など実態把握強化を検討する

- 届出対象の追加（加工・中食・外食事業者を届出対象に追加）
- 報告対象事業者の拡大（取扱数量の規模要件の引下げ）
- 定期的な情報把握（定期報告の義務付け、報告対象事業者の規模に応じた報告頻度の見直し）
- 報告内容の拡大（在庫量、出荷・販売取扱量とその見込量、取引価格、精米数量等）

②　届出事業者等の違反を抑止し、是正するための適確な情報把握を担保する措置を検討する

③　生産者から消費者までが客観的に判断するための材料として、市場動向について、より密に情報発信を行う

○　**今後の備蓄政策について、さらに早急に検討を進める**

①　生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう、食糧法を改正し、備蓄の定義（目的）を見直すとともに、その水準について、③・④の制度設計も踏まえつつ、検討する

②　事前契約による令和８年産備蓄米の政府買入れは21万玄米トンを予定。政府備蓄米の放出（全体で約59万玄米トン）に係る買戻し及び買入れは、今後の需給状況等を見定めた上で行う

③　政府備蓄について、今般の備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、備蓄期間、売渡しの方法、倉庫の地域偏在等について、より円滑な備蓄米の供給の観点から、その運営を見直す

④　民間備蓄について、官民の役割分担と運営方法等につき、民間事業者の意見も踏まえた上で、その具体的な仕組みについて検討する

流通実態の把握・備蓄運営等の課題

緊急調査で明らかになった令和６年産米の流通状況【推計】

○　集荷業者以外の業者等への出荷量が全体の約半分を占め、**流通が多様化していることが明らか**になり、これらの業者から卸売業者や小売業者、中食・外食事業者への販売が一定程度存在。他方で、**その他集荷業者等の在庫量等は把握できていない状況。**

○　**流通実態を、時間的経過を含め的確に把握するためには、従来からの把握では調査項目等が不十分。**

令和６年産米の流通状況（令和７年６月末の調査で判明）

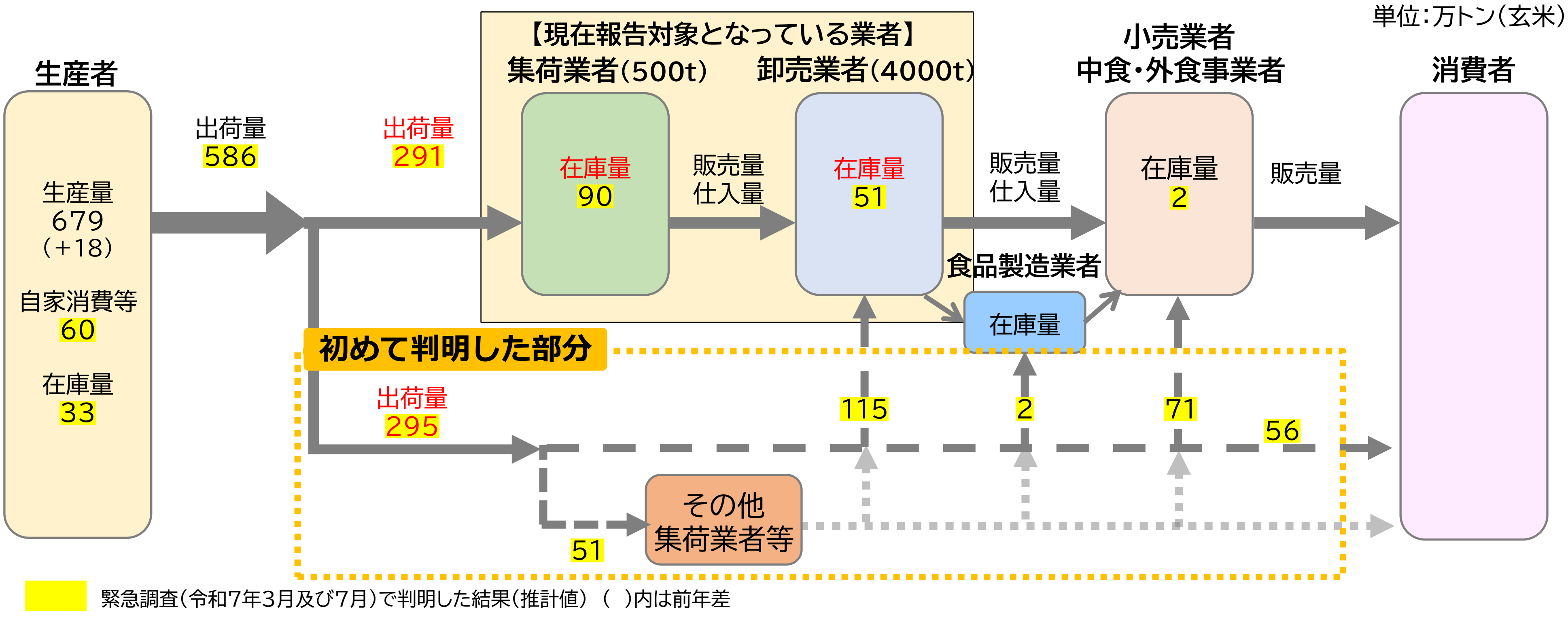

※1　生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の結果から、2020年農林業センサスの作付規模の階層別作付面積のシェアを用いて、生産者全体の在庫量等を推計。
※2　集荷業者以外の業者等の業種別の出荷量は、生産者の在庫数量等に関する聴き取り調査の生産者直接販売等の推計値（295万トン）に、出荷先の業種別割合を乗じて算出。
（消費者への販売量は、消費者直売等とふるさと納税の計であり、その他集荷業者等への出荷量は、集荷業者（系統外）、農業生産法人等及びその他の計である。）
※3　その他集荷業者等の51万トンの販売先は未確認。

備蓄米放出の判断と備蓄の定義（目的）の関係

○ 食糧法における**備蓄の定義に鑑み**、これまでは、**基本指針において備蓄米は不作により生産量が減少した場合に放出するものと整理**していた。このため、**令和６年は前年から生産量が増加**したこと、**令和６年６月末民間在庫量は在庫率で見れば過少ではなく備蓄米放出局面に当たらないと判断**していた。

○　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）（抜粋）

第一章　総則

（定義）

第三条

２　この法律において「米穀の備蓄」とは、<u>米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有すること</u>をいう。

令和５・６年産の生産量

	令和５年		令和６年
生産量 （万トン(玄米)）	661	→ +18万トン	679

○　米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

（令和６年７月農林水産省策定）

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的考え方

⑤　<u>大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出</u>については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、<u>農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定</u>

としています。

６月末民間在庫量と在庫率

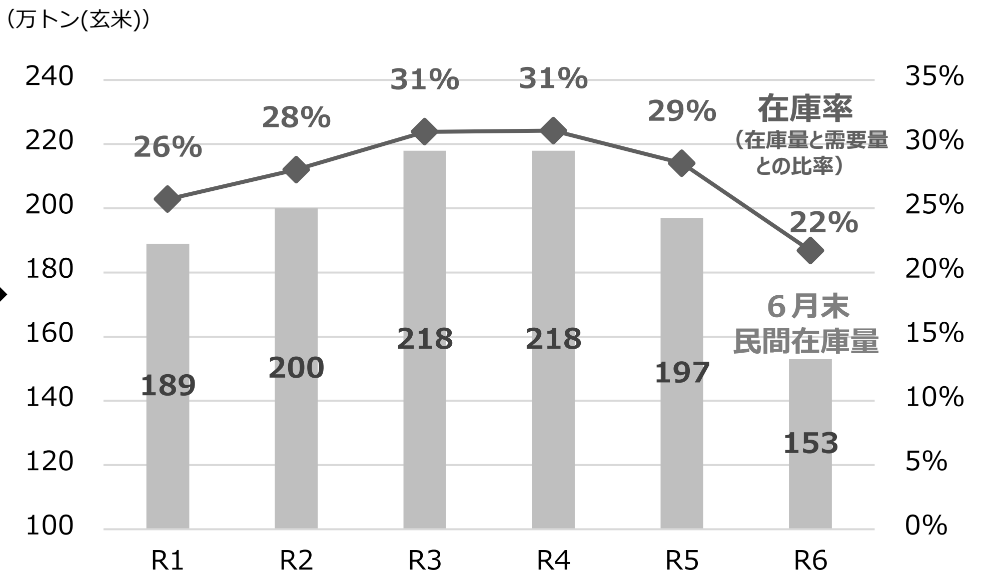

※　在庫率は、６月末民間在庫量と需要実績の比率。

政府備蓄米の売渡し

- ○ 政府備蓄米については、**入札により31万トン販売、随意契約により28万トン**それぞれ販売。
- ○ 入札による政府備蓄米は、**小売等への販売に６か月。公告期間を原則10日取る必要**や、多数の者への売渡しに係る**混乱等を避けるため川上の集荷業者に販売**せざるを得ず、**川下事業者への売渡しに一定の時間**を要した。
- ○ 随意契約による政府備蓄米は、**小売等への販売に10か月。紙袋形態で保管されている米の処理**や**多数の者への売渡し手続きを国が行う**こととなった結果、**手続きに一定の時間を要した**もの。

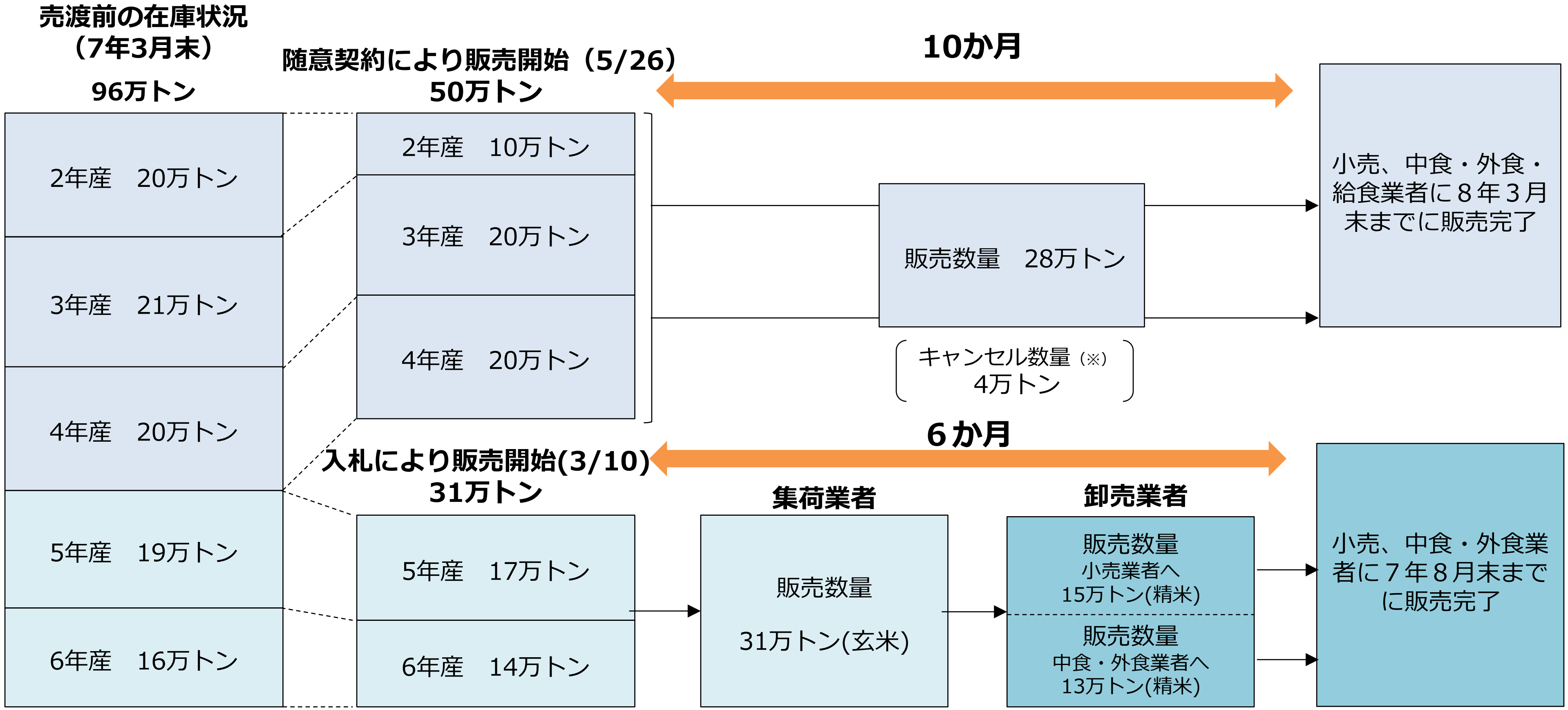

※　キャンセル数量は、数量確定後の要望によりキャンセルとなった数量。28万トンの外数。

政府備蓄米の売渡しにおける課題

○ 昨年11月に政府備蓄米に関わりのある分野の有識者を招き、「**備蓄米に関する意見交換会**」を開催。**今般の政府備蓄米の売渡しの中で明らかになった課題や論点、今後の備蓄運営のあり方について意見交換。**

備蓄に関する意見交換会の概要（令和７年11月18日（火））	
政府備蓄	【売渡しの対象者関係】 • 随契米について、非常に多くの方から申込を受けたため、契約手続きに多くの日数を要した。 • 買受者の個別対応も非常に多く、配送手配や事務処理に非常に多くの時間を要した。
	【引渡し方法関係】 • 入札米について、在庫倉庫での渡しであり、消費者の手元に届くまで一定の期間を要した。 • 随契米について、買受者が希望する場所での車上渡しであり、非常に多くの申込と配送をマッチングさせるのに多くの日数を要した。
	【出庫関係】 • 保管倉庫が産地の東北に多く配置されており、メッシュチェック能力に限界があり、北海道や九州等に移送する必要があった。 • 入札米は年産・産地・銘柄・等級毎のオーダーで、出庫に時間を要した。 • 随契米は等級間格差を計算して引き渡す必要があり、価格の集計に時間を要した。 • メッシュチェックにおいて、30kg紙袋はフレコンより８倍の時間を要した。 • 当初見込んでいた保管料収入が得られず、倉庫経営が厳しい状況。
民間備蓄	• 在庫を余分に持つことは、経営上リスクなので、民間事業者が不利益を被らないような支援（保管経費や売買差損への十分な補填等）をしてほしい。 • 民間備蓄分の米の川下との紐付けは可能か。 • 民間備蓄分の米の放出にあたり、販売先について、国の関与はあるのか。国の関与がある場合、政府備蓄米での穴埋めなどを検討してほしい。 • 民間備蓄の放出価格は、国から指示がなされるのか。

生産調整に関する規定の残置

○ 食糧法上、**生産調整の文言が存置**（平成15年改正当時に指向されていた生産調整方式（生産調整方針の認定が規定））されていたが、**実態は形骸化。**

現在の需要に応じた生産の体制

国
- ○ 全国の需給見通しやマンスリーレポートによる情報提供
- ○ 食料自給率・自給力向上のための戦略作物等の生産に対する助成、キャラバンの実施

↓ **周知、意見交換**

県協議会
（県、農業団体、法人協会 等）
- ○ 国からの情報等により、県産米の販売需要動向等を把握
- ○ 県において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（水田収益力強化ビジョン等）

↕ **周知・調整**

地域協議会
（市町村、生産出荷団体、担い手農業者 等）
- ○ 国や県協議会からの情報等により、地域の米の販売需要動向等を把握
- ○ 地域において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定（水田収益力強化ビジョン等）

↕ **周知・調整**

農業者
- ○ 提供された情報やビジョンを踏まえ、自らの経営戦略に基づき、翌年の各作物の営農計画書を作成

食糧法における規定

（主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針）
第二条　政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため…米穀の**需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進**…**を図る**…ものとする。
2　政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては…**水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策**その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。
3　（略）

（生産調整方針の認定）
第五条　…**生産出荷団体等**…は…**生産調整方針**…**を作成**し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。
2　**生産調整方針においては、次に掲げる事項を定める**ものとする。
一　…**生産数量目標**…**の設定方針**
二　生産数量目標を達成するためとるべき措置…
3　農林水産大臣は、第一項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。
一　生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
二・三　（略）
4　（略）

生産数量目標の配分はH29年産で終了済だが、食糧法には、生産数量目標と生産調整方針の認定に関する規定が残置。

改正食糧法の概要

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の概要

背　景

○　今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が**多様化する流通実態を適確に把握できていなかった**ことや、**政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性を欠く**という課題が明らかとなった

このような課題に対応し、米の安定供給を確保するためには、

①　**外食･中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握**するとともに、

②　**官民を挙げた備蓄体制を構築**し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要

○　米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、**米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す**必要

法律の概要

1．多様化する流通実態の把握強化

(1) 届出事業者の拡大

・　米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**（第９条関係）

(2) 定期的報告の義務化、罰則の強化

①　(1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告**を義務化（第11条関係）

②　届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**（第56条第２号、第58条、第59条第１号及び第２号並びに第62条第１号関係）

2．備蓄制度の見直し

(1) 目的の見直し（第３条第２項関係）

・　**生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し。

(2) 民間備蓄制度の創設

①　基準保有量の米穀の常時保有（第33条の２から第33条の６まで関係）

・　政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者**に対して、**基準量以上の米穀の保有を義務付け**

・　各事業者の基準量は、**前年の取引数量の100分の10を超えず**、かつ、**民間備蓄の総量が政府備蓄の100分の25を超えない**範囲で算定方法を省令で定める

・　基準量以上の米穀を常時保有していない場合には、**常時保有することを勧告・命令**

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律の概要

(2) 民間備蓄制度の創設

② 民間備蓄の譲渡し（第33条の７関係）

- 米穀の供給が不足し、政府備蓄に比べ民間備蓄の方が迅速に譲り渡すことができる場合には、**基準量を引き下げ、必要に応じて供給が不足している地域等への譲渡しを要請・勧告・公表・命令**

③ 財政上の措置等（第48条の２関係）

- 米穀の常時保有が円滑に行われるよう、政府は、**必要な財政上の措置**等を講ずることを明記

④ 罰則の措置（第56条第１号、第59条第３号及び第60条関係）

- ①の常時保有命令違反、②の譲渡し命令違反等に対する**罰則を措置**

３．需要に応じた生産の促進

(1) 生産調整方針の廃止（改正前第２条、第５条から第７条まで及び第９条第１号関係）

- 米の需要減少を前提とした「米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進」なる規定や、国による**生産調整方針の認定規定を廃止**

(2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設（第５条関係）

- **生産者**は**需要に応じた生産に主体的に努力すること**、**政府は農地の大区画化や輸出等需要開拓により需要に応じた生産を促進すること**等を明記

４．目的規定の見直し（第１条関係）

① 生産調整に代えて**米穀の需要に応じた生産**を規定すること、**民間備蓄**制度を創設することに合わせ、**目的にも追加**。

② 米穀価格形成センターの規定の廃止と併せ、「需給の安定を図り、及びこれを通じて価格の安定化を図る」旨を明確化。

施行期日	公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日。 ただし、2(1)は公布の日、2(2)は公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定める日。

流通実態把握の新たな仕組みのイメージ（全体）

○　需給見通しの精度向上と、市場動向のより密な情報発信に向けた**情報把握の強化**のため、**食糧法の届出対象を拡大**するとともに、**新たに定期報告を措置**。届出・定期報告ともに、**事業者への新たな負担を考慮しつつ、実効性確保**のための方策を併せて検討。

【食糧法の届出対象】

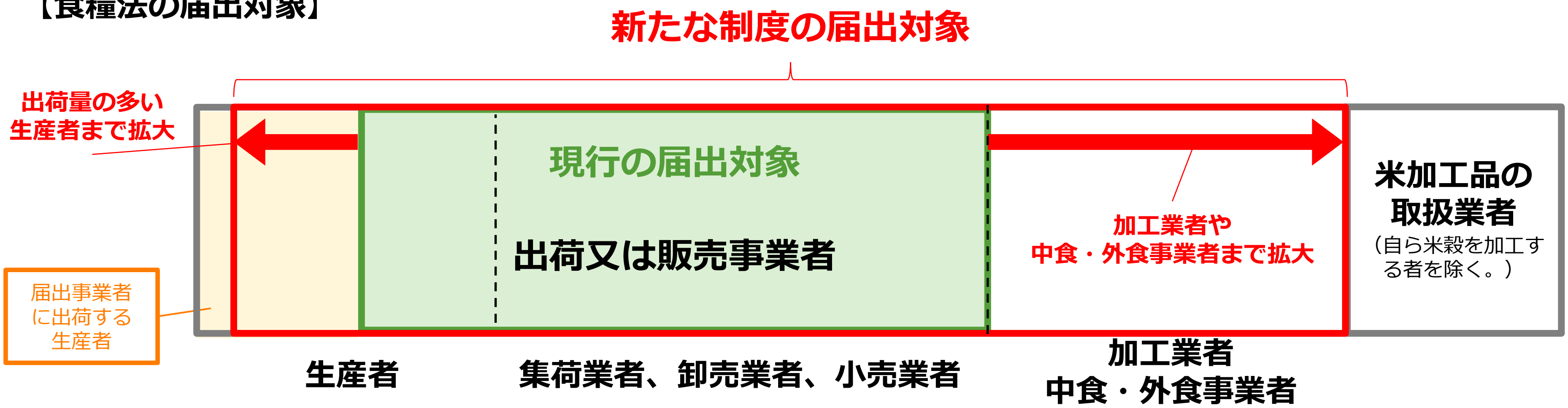

【食糧法の義務】 赤字は新設

届出

＜届出時期＞
開始、変更、廃止

＜届出項目＞
・事業者の名称・住所
・事務所の所在地
・事業の実施体制（精米能力等）
・主たる業種
・メールアドレス

＋

定期報告

＜報告頻度＞
業種や規模に応じて
（月１回/年１回）※1

＜報告事項＞
業種や規模に応じて
・在庫量
・取引量
・とう精数量　等

＋ **帳簿の保存**

↔ 情報の連携・活用※2

【米トレサ法】
取引記録等
（保存義務）

※1定期報告の対象となる年間取扱数量の下限や、報告頻度については、省令などで定める予定。
※2トレサ法での保存義務事項の情報と相互に連携させることで、その実態を運用上確認。

改正食糧法における流通関係規定

○　本年の改正食糧法では、流通実態の把握の強化のため、①**米穀等を取扱う事業者の届出の新設**、②**一定規模以上の事業者からの定期報告**を新たに設けるとともに、米穀の円滑な流通の確保のため、③事業者に対して、**米穀の品質を保持するための必要な措置**、**米穀の持続的な供給に資する取引の実施**等を講ずることを**努力義務**として規定。

【届出（第９条）】
（対象者）
- 米穀の出荷・販売（出荷・集荷・卸売・小売）
- 米穀を原材料とする加工・製造・調製（加工・中食・外食）

（届出事項）
①商号・名称・住所、②代表者名、③主たる事務所の所在地、④出荷数量、販売数量、買入数量（前年実績、予定数量）、⑤施設　等

【助言又は指導（第12条）】
主務大臣（農林水産大臣・財務大臣）が、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から指導・助言

【帳簿の備付け（第10条）】

【定期報告（第11条）】
（報告事項）
- 米穀の出荷・販売（出荷・集荷・卸売・小売）
  ；在庫数量、出荷数量等
- 米穀を原材料とする加工・製造・調製（加工・中食・外食）
  ；在庫数量、買入数量等

※　第47条の出荷・販売事業者の届出は存置

一定規模以上（特定規模）

【努力義務（第８条）】
- 米穀の品質を保持するための必要な措置
- 米穀の持続的な供給に資する取引の実施　等

改正食糧法施行後の米の流通に関する報告・調査

○ 改正食糧法においては、集荷業者、卸売業者のみならず、**製造・加工事業者、小売、中食、外食事業者からも定期報告を徴求。**

【改正後の報告（規模要設定は今後検討の上、省令で規定予定）】

	生産 （300 t 以上）	**集荷 （300t以上）**	**卸売 精米能力を持つ小売 （300t以上）**	**製造・加工 （300 t 以上）**	**小売(ｽｰﾊﾟｰ等) 中食・外食 （300 t 以上）**
仕入量	※生産量 ６月末 12月末	毎月	毎月	６月末	６月末
在庫量	６月末 12月末	毎月	毎月	６月末	６月末
とう精数量 歩留まり		毎月	毎月		
販売量	６月末 12月末	毎月	毎月	６月末	（POSデータ）
仕入価格		−	毎月(5万t以上)	−	−
販売価格	−	毎月(5千t以上)	毎月(5万t以上)	−	（POSデータ）

民間備蓄制度の創設

○　**民間備蓄**は、**政府備蓄を補完するもの**として位置づけ。**不足時に機動性のある供給を実現**するもの。

○　**民間事業者において、米の一定量（基準保有量）を備蓄米として維持**。民間備蓄の目的である**不足時の供給に支障がない範囲で通常の民間在庫と区分せず管理**する方式。

○　民間備蓄事業者に対しては、民間備蓄が円滑に行われるようにするため**必要な財政支援を検討**。

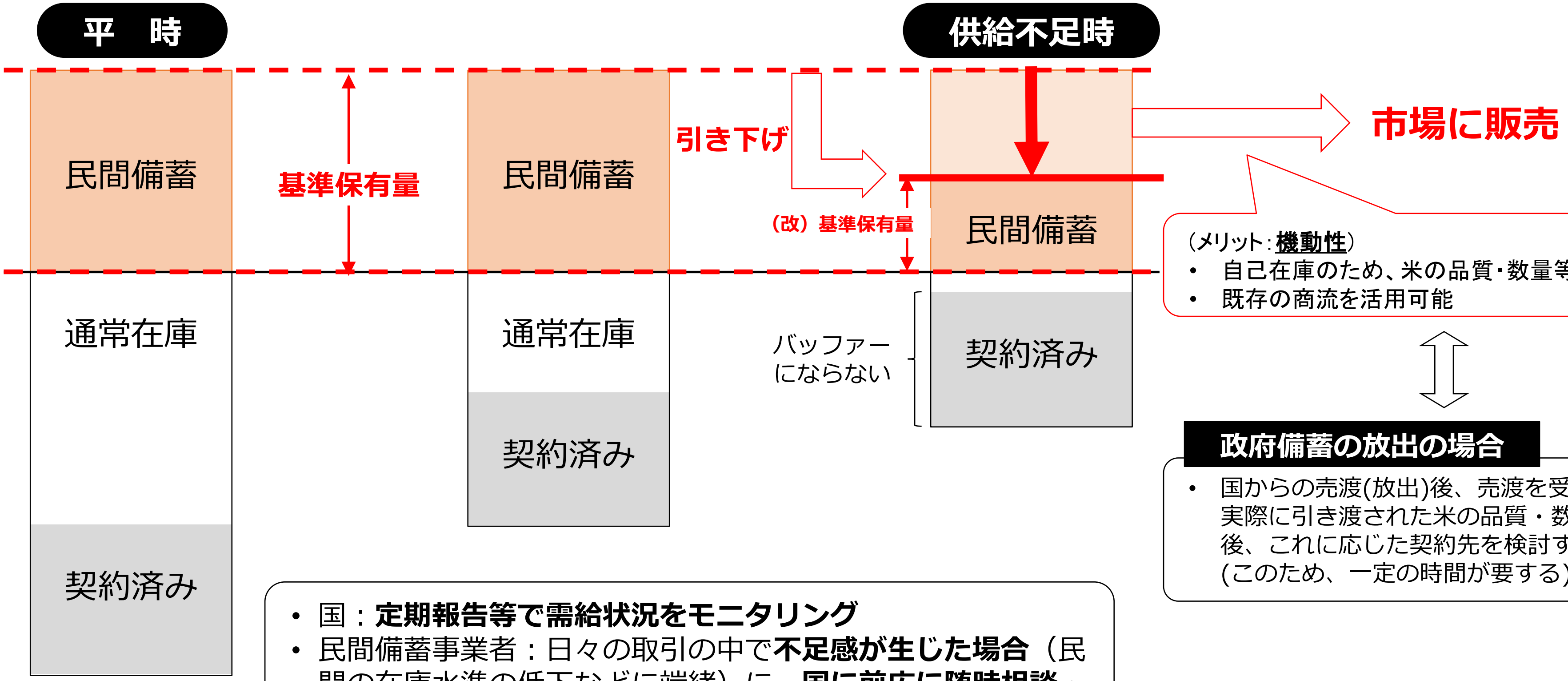

（メリット：**機動性**）
- 自己在庫のため、米の品質・数量等は把握済
- 既存の商流を活用可能

⇕

政府備蓄の放出の場合
- 国からの売渡(放出)後、売渡を受けた者が、実際に引き渡された米の品質・数量等を確認後、これに応じた契約先を検討する必要(このため、一定の時間が要する)

- 国：**定期報告等で需給状況をモニタリング**
- 民間備蓄事業者：日々の取引の中で**不足感が生じた場合**（民間の在庫水準の低下などに端緒）に、**国に前広に随時相談・報告（アラート機能）**

不足が生じるおそれがある場合、農林水産大臣は、基準保有量の減少を決定

民間備蓄制度の創設の具体

○　**民間備蓄は一定規模以上の出荷・販売事業者に課される義務**であることから、**その主たる手続は改正食糧法において規定。**

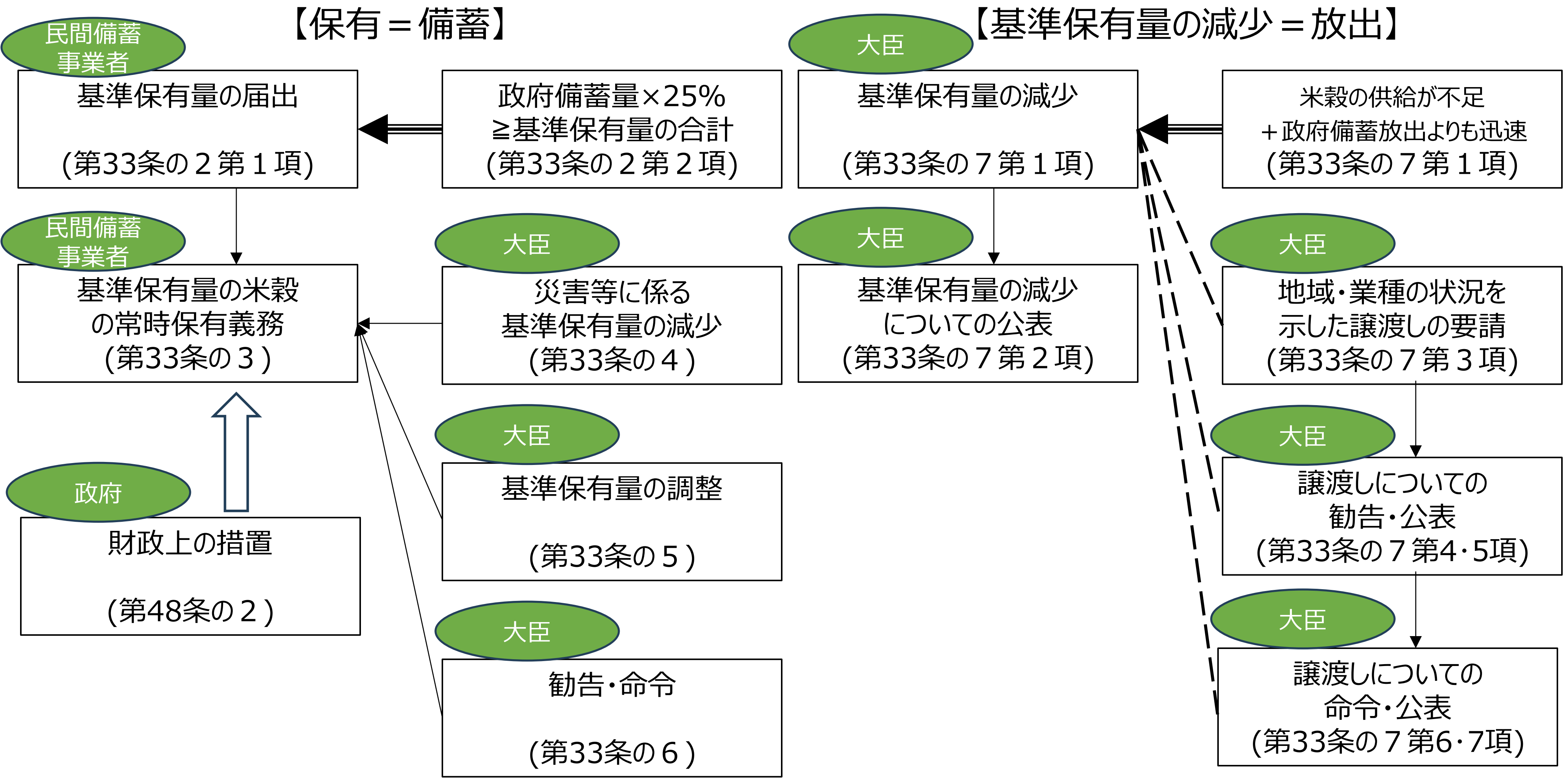

民間備蓄の活用イメージ

- ○ **精米歩留まりの悪化や流通段階での一部の需要増による部分的な不足**に加え、これに伴う不安感による市場の混乱を防ぐため速やかに供給する必要がある場合は、**民間備蓄を供給。（価格ではなく量で判断）**
- ○ **これは、民間備蓄実施者からのアラート**や、流通事業者による**国への定期報告**などで**不足の兆候を把握し、国が供給するか否かを判断。**
- ○ なお、平成５年や平成15年のような冷害による凶作時には、国に先んじて民間備蓄を供給。

不足の兆候を把握する手法（例）

- **国は定期報告**等で需給状況をモニタリング
- 平時から民間事業者との**定期的な情報交換会**を開催（必要に応じて緊急参集）
- 取引の状況から、**端境期に基準保有量を下回るおそれ**がある場合には、民間備蓄実施者は**国に相談**
- 基準保有量の**保有が困難**となる場合に**民間備蓄実施者から申出**（法定）

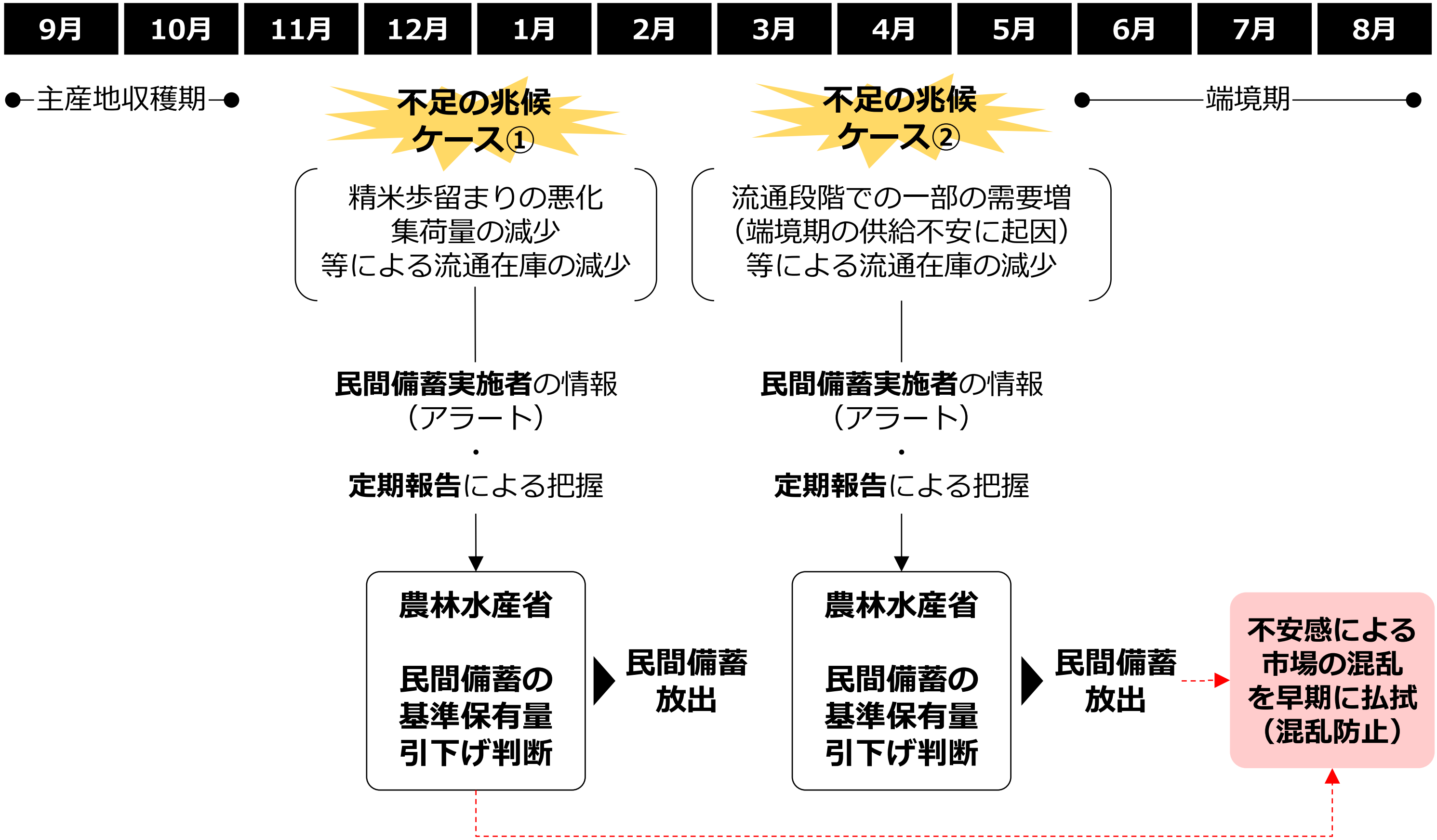

需要に応じた生産の促進

○　改正食糧法では、**米の需要減少を前提とした生産調整に係る規定を廃止。**

○　その上で、**多様な米について、国内外の需要を創出した上で、増産を進めることができるよう、**
政府は、**需要開拓や輸出促進、生産性向上に関する施策等を講じ、米生産の持続的発展を図る**ことを規定。

改正前

（基本方針）

第二条　政府は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、**米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進**、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

2　政府は、前項に規定する**生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずる**に当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならない。

（生産調整方針の認定）

第五条　米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者（以下「生産出荷団体等」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、**米穀の生産調整に関する方針**（以下「生産調整方針」という。）**を作成**し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができる。

２～４　（略）

（生産調整方針に関する助言及び指導）

第六条　国は、生産出荷団体等に対し、**生産調整方針の作成及びその適切な運用**のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

第七条　生産出荷団体等は、**生産調整方針の作成及びその適切な運用**のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。

2　地方公共団体は、前項の規定により協力を求められた場合において、**生産調整方針の作成及びその適切な運用**がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。

▶

改正後

（基本方針）

第二条　政府は、米穀の需給の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これを踏まえ、米穀の供給が不足する事態に備えた米穀の備蓄の機動的な運営及び消費者が必要とする米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図るとともに、米穀の適切な買入れ、輸入及び売渡しを行うものとする。

（削る。）

（生産者による需要に応じた生産）

第五条　**米穀の生産者**は、米穀の生産を行うに当たっては、**主体的に**第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて**需要に応じた生産を行うよう努める**ものとする。

2　米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する**団体は**、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う**米穀の需要に応じた生産に関し**、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、その区域の特性に応じ、**米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう**、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における**米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努める**ものとする。

4　**政府は**、米穀の生産者による**需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策**、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み（案）

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方

農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民に食料の安定供給を果たすため、**水田・畑に関わらず**、**土地生産性の向上**（単収の向上）と**労働生産性の向上**（省力化、コスト削減）**の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用**により**食料安全保障の強化**を図る。

食料・農業・農村基本計画（令和７年４月閣議決定）に基づき、農業構造転換集中対策を講じつつ、生産面・需要面の双方を強化する**新たな水田政策を創設**する。

1　**水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し**

①　非主食用米・業務用米の**生産性向上**

②　麦・大豆・飼料作物等の**作物ごとの生産性向上**

③　産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）

2　コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の**国内外の需要拡大**

3　**中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し、新たな環境直接支払の創設**

このほか、

〇　主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立

〇　食料システム法に基づくコストに見合う価格形成の促進

〇　稲作農業者のセーフティネット対策

等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性①

1　**基本法**では、**「生産性向上」**と**「付加価値向上」**により、将来にわたり**国民への**米をはじめとする**食料の安定供給を確保**し、**「食料安全保障の確立」を図る**こととしている。
　このため、**水活の見直し**では、**作物ごとの単収向上等による生産性向上**を図り、**その他の支援策**では、**引き続き付加価値向上**も図っていく。

【水活】
- ○　**主食用の米のうち業務用以外の米**については、従前どおり、**対象外**（単収向上にこだわらない）。
- ○　**主食用の米のうち業務用米**については、当面、**単収向上等の支援を検討。**
- ○　**主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米**、自給率の低い**麦・大豆や飼料作物**については、**単収向上等を支援。**

（※　収量に応じた支援とするが、その単収の基準については、全国一律の平均値ではなく、地域差に配慮した形とする。また、**災害等のやむを得ない事情による減少についても配慮**するなど、地域の実情にあった形での支援とする。）

- ○　**産地交付金**により、**付加価値向上等も支援。**

【環境直接支払交付金】
- ○　**環境直接支払交付金**により、**付加価値向上等を支援。**

【その他】
- ○　水田政策の見直しのほか、**米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組**を支援するとともに、**酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討**。また、**付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米など**について、**実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。**

2　**中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直し**では、**地域の営農や共同活動の将来にわたる継続**を図っていく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性②

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
	主食用米	—	—
水活	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討（業務用米）
水活	非主食用米		生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
水活	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
水活	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
水活	麦、大豆、飼料作物	10a当たり定額の単価で支援	生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
水活 産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援（環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物　等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	–	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援（中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	–	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援（多面的機能支払交付金の見直し）

スケジュールについて

○　従前公表しているとおり、**令和９年度から開始することが基本。**

○　**生産現場へ必要な情報はできる限り早く伝えるとの基本姿勢**の下、

・　**対策の基本的枠組み**は、**骨太方針（例年は６月上中旬に閣議決定）に反映**させるため、**５月に取りまとめ。**

・　**予算編成過程でなければ決定し得ない単価等**の要件は、**予算編成の在り方等の進捗状況に併せて決定。**

○　５月の取りまとめ後に、**地方説明会等を実施**して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、**円滑に開始する。**

（○　なお、**秋播き麦**の作付け等、令和９年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、**引き続き検討。**）

コメの生産性向上支援

○ 農業者の急減に対応しながら、**多様なニーズ・用途の米を、**将来にわたり**国民へ安定供給**するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの**生産性向上**を行っていく環境を整備することが重要。

○ このため、以下の対策を講じる。

① 主食用米以外のコメ（**加工用米、米粉用米、新市場開拓用米**等）について、**生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援**

② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、**より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いによる支援を検討**

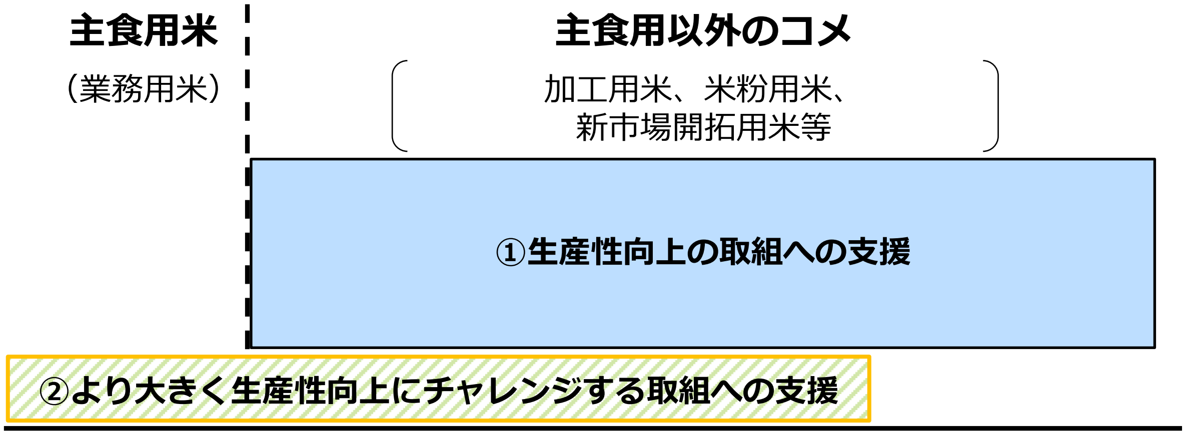

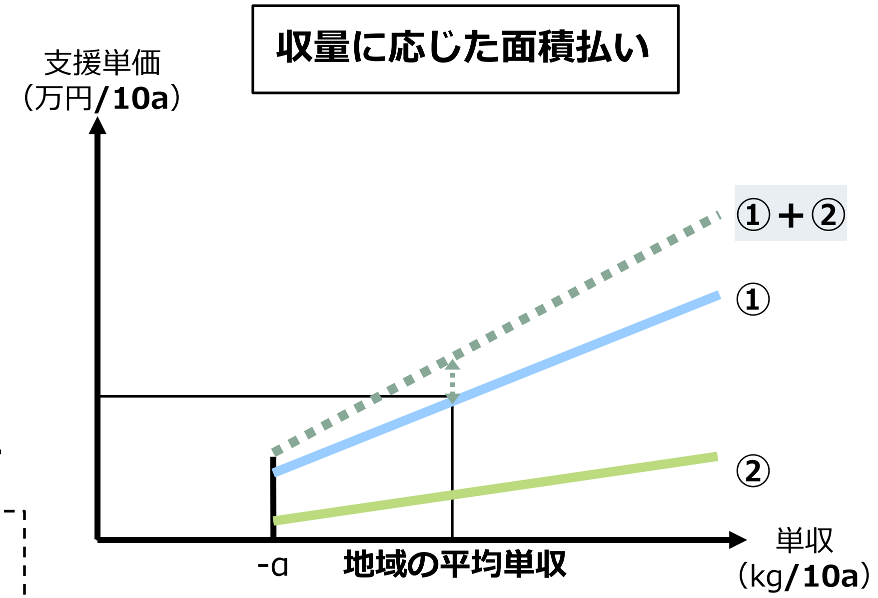

①支援対象：生産性向上の取組（効率的施肥、高温耐性品種等）

②支援対象：より大きく生産性向上にチャレンジする取組
（直播、再生二期作等）

※**実需者等**との**事前契約**が要件　※支援単価は、コメの**用途によらず一律**
ただし、米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施

※　地域の平均単収を一定以上下回る場合は**支援なし**

※　なお、単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

米粉用米・飼料用米に対する特別支援

○　主食用以外のコメについて、生産性向上の取組等を用途を問わず一律に支援する（P５）中で、そのうち現在でも手厚く支援している**米粉用米・飼料用米については**、**追加で支援**を行う。

○　米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高いため、飛躍的拡大には至っていない。米粉の製造コストが削減されるまでの間、**米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要。**

○　これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている**実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量**（下図右の赤枠部分）**を確保できるよう対応をする。**

○　いずれも、**実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援**する。

米粉用米・飼料用米に対する特別支援

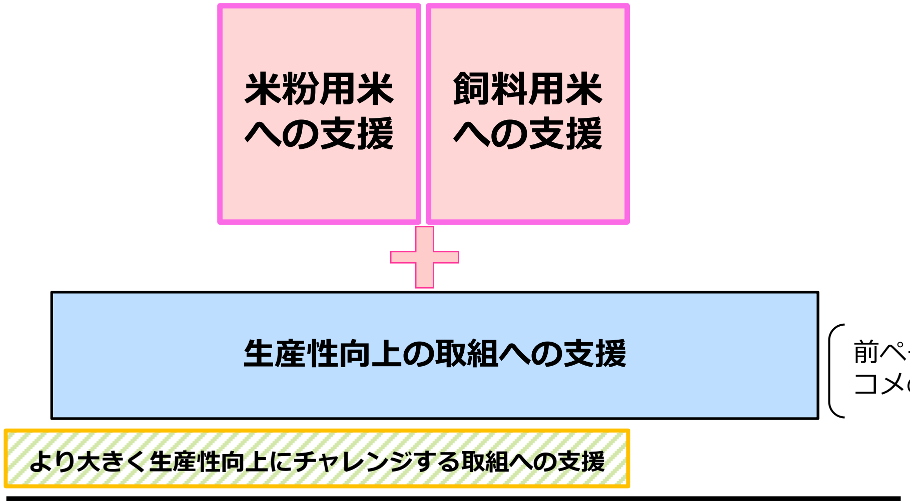

飼料用米の利用者層のイメージ

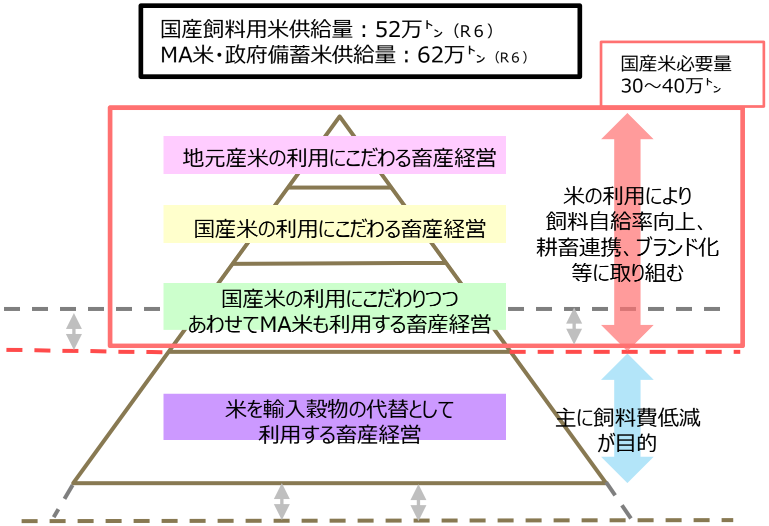

※**収量に応じて支援**
（地域の平均単収を一定以上下回る場合は**支援なし）**
※**米粉用米は**、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、
需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。
※**飼料用米は**、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

麦・大豆の生産性向上支援

○　農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稲等と作業ピークが異なる**麦・大豆**は国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題がある。
　安定供給に向けた取り組みを推進するとともに、**生産性向上**に向けて、**適切な輪作体系**や**団地化、ブロックローテーションの構築**等を進めつつ、**排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進**することが重要。

○　このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

対象作物：
・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
・大豆

支援単価等：
　適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援
　水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、それぞれ設定。

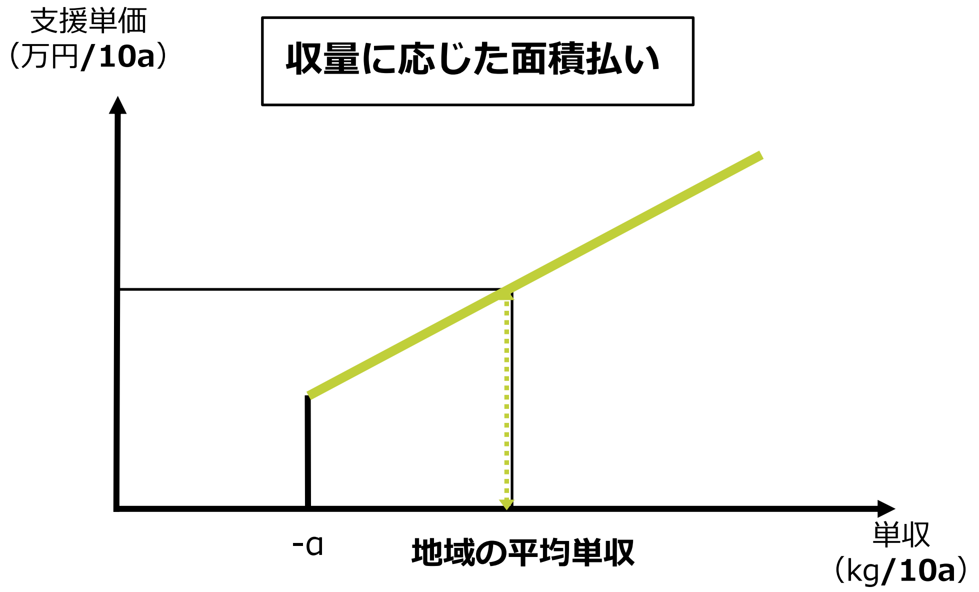

※　地域の平均単収を一定以上下回る場合は**支援なし**
※　なお、単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

飼料作物の生産性向上支援

〇　基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より**省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大**していくことが重要。

〇　一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、**排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進**する必要。

〇　このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、**収量に応じた面積払いにより支援**する。

✓　**対象作物：**

・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
・WCS用稲（飼料用米を除く）
※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

✓　**支援対象者：**

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
生産性の高い奨励品種の利用促進
飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
気候変動・獣害に対応した栽培　等

✓　**支援単価等：**

作物ごとに収量に応じた形で支援単価を設定。

収量に応じた面積払い

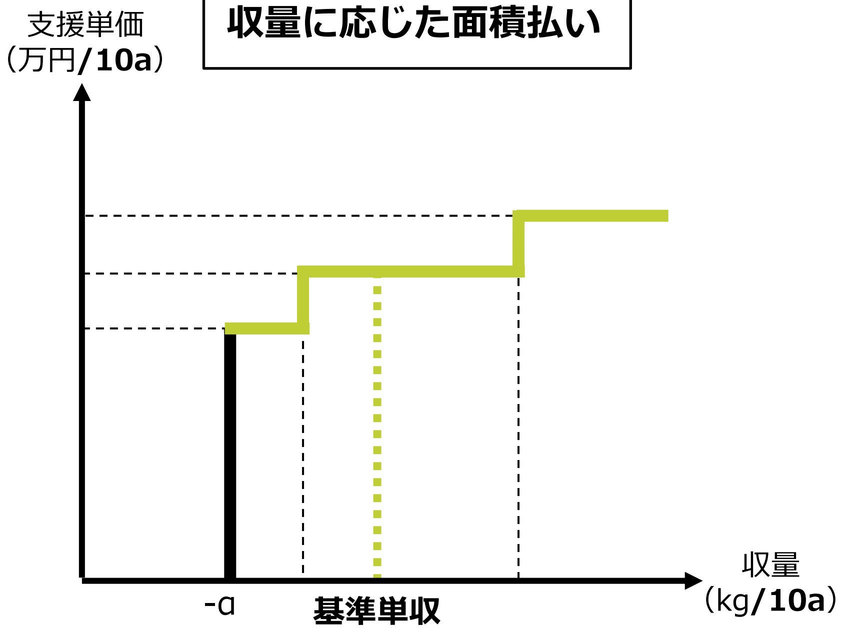

※　基準単収を一定以上下回る場合は**支援なし**
※　収量はロール数等を確認
※　基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。
なお、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。

産地交付金の見直し

○ **産地交付金**については、水田を活用し、**地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果**を上げてきたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、**支援の効果検証**とその結果に基づく**支援内容の見直し**がされていない等の課題。

○ このため、**水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直し**を適時適切に実施し、地域の実情に応じて**効果的な産地形成**が促進される仕組みに見直す。

産地交付金の仕組み

国

↓ 資金枠を配分

都道府県

資金枠の範囲内で
都道府県が
助成内容を設定

↓ 資金枠を配分

地域農業再生協議会

地域農業再生協議会ごとの
助成内容の設定も可能

今後

※配分の設定主体は都道府県が基本

※配分方法時、**中山間地域等の条件不利地域に配慮**

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

① 都道府県や地域の**設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化**といった**効果を評価できる目標がない**

② **効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない**

③ 都道府県への**配分基準に透明性がない**との指摘

対応

① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**

② 都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**

③ 客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

（参考）作付面積以外の目標の設定例

- 実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定（宮城県大崎市）
- 小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定（山口県）
- 輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定（北海道岩見沢市等）
- 安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定（茨城県）

中山間地域等直接支払及び多面的機能支払の見直し

○　農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、次の対策を講じる。

中山間地域等直接支払

対象農用地の拡大	○　**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の**対象農地へ位置付け**
地方負担の軽減	○　現行の地方財政措置に加え、更なる**地方の負担軽減策**としてどのような対応ができるか検討

多面的機能支払

活動組織の支援の充実	○　**外部人材の確保や先進技術の活用**により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○　地域全体で**長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し

両支払共通

プッシュ型による取組強化	国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化** ○　令和８年度から直ちに**全地方農政局による**カバー率の低い市町村等に対する**働きかけを先行的に開始** ○　**全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進** ○　中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず**個別協定も推進**
返還免除規定の徹底	○　宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを徹底**
一体的実施の推進	○　中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○　中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において**最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択**（集落の選択で**全て個人払いとすることも可**） ○　郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る

（別紙）中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施の推進について

○　**中山間地域等直接支払の取組拡大（①条件不利の実態を踏まえ地方公共団体が必要と認める場合、対象農用地に位置づけ・②制度活用が可能な地域におけるカバー率の向上）を図る**とともに、集落協定が既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入することにより、**多面的機能支払との一体的実施を促進し、中山間地域に対する支援の更なる充実を図る。**

１．田（急傾斜･緩傾斜）の実施率（推計）

傾斜区分	対象面積 ①※１	実施面積 ②※２	実施率 ②/①
急傾斜	26.6万ha	13.2万ha	50%
緩傾斜	52.3万ha	15.1万ha	29%

※1　9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」）の指定地域において傾斜条件を満たす田の耕地面積（推計値）

※2　9法指定地域における令和6年度の田の交付面積（都道府県特認地域での交付面積を除く）

２．中山間直払と多面支払の実施イメージ

中山間直払のみ実施している場合

両支払を一体的に実施している場合

３．中山間地域等直接支払と多面的機能支払の重複状況（令和６年度）

新たな環境直接支払交付金

○ **環境負荷低減の取組を広げる**ことは、**国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与**するとともに、**輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。**このため、**環境直接支払交付金は**、
① これまでの地域支援から、**みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援**とする。
② 農法の転換・拡大時の**掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援**とし、**一定期間で取組の定着・自立を促す支援**とする。
③ 水田政策の見直しの中で、**生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援**とし、**取組に応じた面積払い**とする。

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方

- みどり認定農業者を対象とする。
- ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益):農法転換時の**収量減少や品質低下等による収益低下**

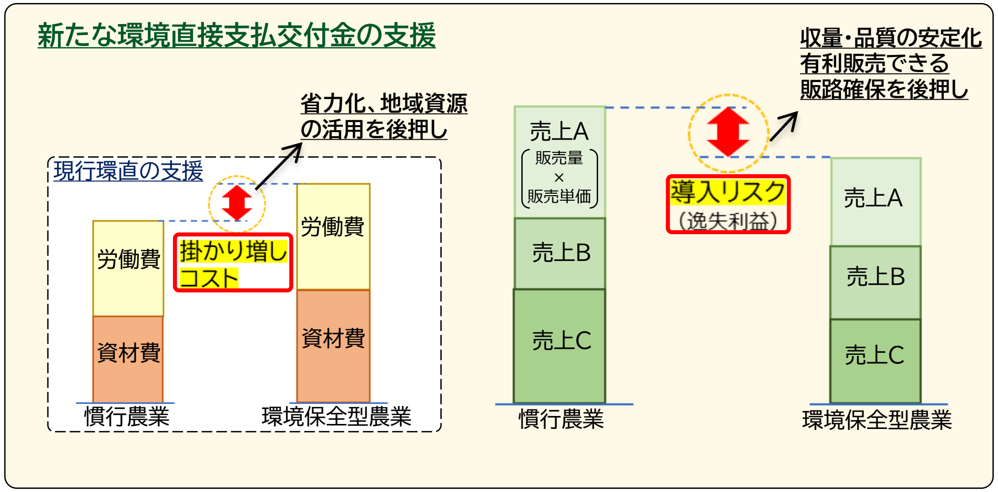

- 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
  ① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)
  ② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)
  ③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)

① 有機農業への転換支援
慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援

有機農業

② 環境価値の創出支援
温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援

バイオ炭　等

③ 土づくりの面的拡大等への支援
土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援

堆肥　等

(3) 支援対象取組の更新

① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

（別紙）みどり法の計画認定（みどり認定）に基づくメリット措置

○ **みどり認定農業者**に対しては、現在、**設備投資や産地の生産・流通体制の構築など、様々なメリット措置**を講じているが、これらに加え、**新たな環境直接支払交付金**により環境負荷低減の取組拡大を**総合的に推進**

みどり法に基づく計画認定（みどり認定）

1. みどり認定のポイント

（1） 環境負荷低減に取り組もうとする農業者が、計画（5年間）を作成

○ 認定対象となる取組
① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動（有機農業を含む）
② 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
③ 別途、農林水産大臣が定める事業活動（生物多様性、脱プラ等）

（2）都道府県知事が、みどり基本計画に基づき、農業者の計画を認定

2. みどり認定者数の推移

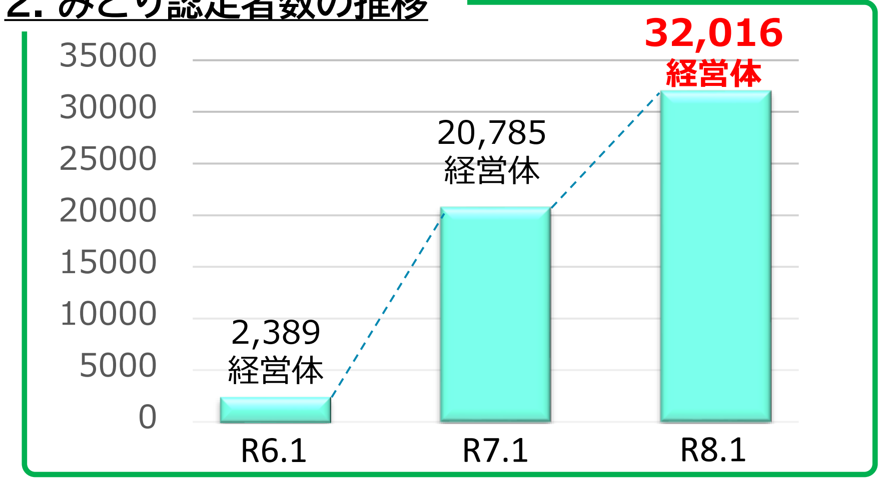

【みどり認定農業者へのメリット措置】

○ 環境負荷低減の取組に必要な機械・設備導入を支援

➡ **① 設備投資の際の税制優遇（特別償却）**

＜税制特例の対象機械（例）＞

水田用除草機

堆肥散布機

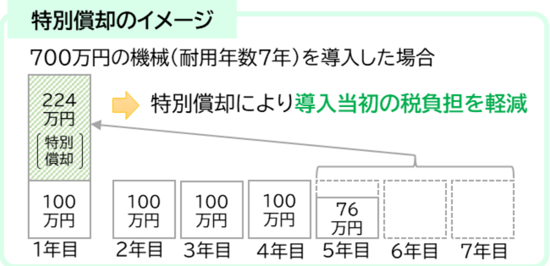

➡ **② 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付け**

対象融資：農業改良資金（無利子、償還期間10年→12年） 等

○ 産地の生産・流通体制の構築を支援

➡ **③ 様々な国庫補助金での優先採択等**

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、
強い農業づくり総合支援交付金 等

＜新たに実施＞

○ 環境負荷低減型の農法への転換・拡大時のコスト・リスクに対する支援

➡ **④ 新たな環境直接支払交付金の交付**

（参考）食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日 閣議決定）（抜粋）

（１）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和９年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めない。

※現行水活の令和７年・８年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。